

青森県報

第三千三百十七号

平成二十二年
十一月十九日
(金曜日)

目次

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) ……一

告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) ……二

右 同……………(同) ……二

漁業の許可等の申請期間……………(同) ……二

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(同) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

道路の供用の開始……………(同) ……三

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県西北地域民局) ……四

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……四

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……五

右 同……………(同) ……六

人事委員会

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……七

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する木材製造高度化計画に従つて同法第二条第三項に規定する木材製造の高度化を実施するのに必要な資金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百八十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------|-------|---------|----|----------|-------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑いの別 | 頭数 | 発生場所又は区域 | 発月日 |
| ヨネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | 十和田市 | 平成 三・二・一 |

青森県告示第七百八十六号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| 当 事 者 | 住 所 | 期 日 | 場 所 |
|---------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 高屋敷 義 見 | 三戸郡階上町大字道 仏字廿二番地の二 | 平成二十二年 十二月九日 午後二時 | 青森市長島一 丁目の一 青森県庁西棟 七階C会議室 |

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百八十七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| 当 事 者 | 住 所 | 期 日 | 場 所 |
|---------|------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 高屋敷 松 雄 | 三戸郡階上町大字道 仏字小舟渡七八番地 | 平成二十二年 十二月九日 午後二時 三十分 | 青森市長島一 丁目の一 青森県庁西棟 七階C会議室 |

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百八十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十三年一月四日から同月十四日まで

- 備考
- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
 - 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
 - 三 操業期間 平成二十三年二月一日から同年七月三十一日まで
 - 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第七百八十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|----------|-----------|-------|--|---------------------------|
| 図面 番号 | 道路 種類の | 路線名 | 変 更 の 区 間 | |
| 1 | 県 道 | 倉石五戸線 | 三戸郡五戸町大字倉石又重字中島二の五から 三戸郡五戸町大字倉石又重字立野四の二まで | |
| | | | 変更の 前後別 | 敷地の 幅員 |
| | | | 前 | 六・一〇メートルから 二・三〇メートルまで |
| | | | 後 | 一八・七〇メートルから 八・三〇メートルまで |
| | | | | 敷地の 延長 |
| | | | | 八三・七〇メートル |
| | | | | 備考 |

青森県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

二の表外ヶ浜第四区域の項の次に次のように加える。

| | |
|--|-----------------------|
| 外ヶ浜第五区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館今津釜の沢、字平館今津才の神、字平館今津尻高、字平館尻高川、字平館今津間沢の区域 | 1 小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業 |
| 外ヶ浜第六区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館舟岡の区域 | 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 |

青森県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-------------|--|----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道 倉石五戸線 | 三戸郡五戸町大字倉石又重字中島二の五から 三戸郡五戸町大字倉石又重字立野四の二まで | 平成三・二・一五 |

青森県告示第七百九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 届 出 事 項 | 指定漁船調書の縦覧 |
|--|---------------------------------|
| 加入区 名 称 | 期 間 |
| 五所川原市十三五月女港二番地二 五所川原市十三深津二四七番地 五所川原市十三通行道番外地 小倉広起 | 平成二十二年十一月十九日から 同年十二月三日 まで |
| 発起人の住所及び氏名 | 場 所 |
| 五所川原市十三五月女港二番地二 工 藤 伍 郎 柳 谷 榮 十三漁業協 同組合 | |

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

| 所在地 | 地目 | 地積（平方メートル） |
|-----------------------------|----|------------|
| 青森市大字羽白字沢田七三〇 | 宅地 | 四七一・五六 |
| 東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の三四七 | 宅地 | 四〇二・九四 |
| 東津軽郡今別町大字今別字西田二一六の三、二五八の四六六 | 宅地 | 七三九・一二 |
| 東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三三三の七一 | 宅地 | 八八四・〇〇 |
| 三戸郡五戸町字観音堂二一の五 | 宅地 | 七六一・四六 |
| つがる市木造藤田一六三の二 | 宅地 | 五八四・〇〇 |
| 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字小夜三二八の五 | 宅地 | 六三三・八二 |
| 北津軽郡鶴田町大字喜蒲川字一本柳一五〇の二 | 宅地 | 一一三・二〇 |
| 北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の二三九 | 宅地 | 八〇一・〇一 |
| むつ市大畑町本町二二〇の二 | 宅地 | 七九九・三八 |

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課
青森市中央一丁目の一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十二年十二月十七日 午前九時から
平成二十二年十二月二十四日 午後五時(必着)まで
土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十三年一月七日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|---|--|---------|
| 株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 矢嶋孝敏 | 株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 田村祐二 | 平成三・八・六 |
| 株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 中本敏幸 | 株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保規 | 三・五・三 |
| 株式会社キャビン 東京都千代田区九段北一丁目一三の五日本地所第一ビル八F 代表取締役 中島徹郎 | 株式会社キャビン 東京都港区赤坂九丁目七の一三 代表取締役 中島徹郎 | 三・三・一 |
| 有限会社くりやま 八戸市江陽一丁目一〇の一六 代表取締役 栗山尚武 | 株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町向山二の五五 代表取締役 松尾明 | 三・六・三 |

四 届出年月日

平成二十二年十月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十一月十九日から平成二十三年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年三月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

三 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 年 月 日 更 |
|-----------------------------|--|---|--------------|
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項 | 閉店時刻 午前八時 午後八時（ただし、 年間四十八日間に 限り午後九時） | 閉店時刻 午前八時 午後八時 | 平成 三・一三・三 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時三十分から 午後九時まで | 午前九時三十分から 午後十一時三十分ま で（ただし、隔地駐 車場は、午前九時 三十分から午後九 時まで） | |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯 | 午前七時から午後五 時まで | 午前六時から午後九 時まで | |

四 届出年月日

平成二十二年十月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十一月十九日から平成二十三年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年三月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一弘前市の項中「課長、室長」を「局長、課長、室長（課に置く室に置くものを除く。）」に改め、同表十和田市の項中

| | | |
|----------|----|--|
| 出先 機関 | 支所 | 支所長 |
| | 病院 | 院長、副院長、薬局長、 業務課課長補佐（人事担当） 看護局長、事務局長、 |
| 出先 機関 | 支所 | 支所長 |
| 支所 | | 支所長 |

に

を

改め、同表一部事務組合下北医療センターの項中「事務局長 副理事」を「事務局長、理事、副理事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭